

平成 22 年 第 3 回

# 高森町議会 4 月臨時会会議録

平成 22 年 4 月 23 日 開会



高 森 町 議 会

4月23日（金）

（第1日）

## 平成22年第3回高森町議会臨時会（第1号）

平成22年4月23日  
午前10時10分開議  
於 議 場

### 1. 議事日程

町長あいさつ

開会（開議）宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

3番 田上 更生君

4番 甲斐 直三君

日程第 2 会期の決定

(1) 会 期（1日間）

自 平成22年4月23日

至 平成22年4月23日

(2) 会期及び審議の予定

月 日	会議の種類	備 考
4月23日（金）	本会議	議案審議

日程第 3 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて

【平成21年度高森町一般会計補正予算】

日程第 4 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて

【平成21年度高森町国民健康保険特別会計補正予算】

日程第 5 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて

【高森町国民健康保険税条例の一部改正】

日程第 6 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて

【高森町税条例の一部改正】

日程第 7 議案第31号 工事請負契約の締結について

日程第 8 議案第32号 工事請負契約の締結について

日程第 9 議案第33号 設備備品売買契約の締結について

日程第10 議案第34号 設備備品売買契約の締結について

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

1 番	立山広滋君	2 番	森田勝君
3 番	田上更生君	4 番	甲斐直三君
5 番	甲斐廣國君	6 番	後藤和昭君
7 番	甲斐正一君	8 番	相馬俊行君
9 番	三森義高君	10 番	後藤英範君

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(16名)

町長	藤本正一君	副町長	宇藤信幸君
教育長	渡邊哲郎君	総務課長	色見隆夫君
住民福祉課長	後藤秀希君	税務課長	村上源喜君
産業観光課審議員	甲斐敏文君	建設課長	瀬井公吉郎君
会計課長	甲斐末久君	教育委員会事務局長	佐伯実範君
総務課長補佐	杉田則秋君	住民福祉課長補佐	廣木富八君
住民福祉課長補佐	岩下公治君	税務課長補佐	橋本和則君
産業観光課長補佐	古庄良一君	建設課長補佐	色見継治君
高森東保育園園長代理	熊谷優子君	色見保育園園長代理	瀬井類子君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名(2名)

議会事務局長	古澤建生君	議会事務局係長	後藤一寛君
--------	-------	---------	-------

開会 午前10時10分

-----○-----

○議長（三森義高君） おはようございます。会議に先立ちまして、4月1日付けで職員の人事異動発令が行われております。順番に自席から自己紹介をお願いいたします。

○会計課長（甲斐末久君） おはようございます。

4月1日付けの異動で会計管理者並びに会計課長を命ぜられました甲斐でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

一般会計を含む8会計と、それに伴います基金管理を任せさせていただきました。安全かつ有利な資金管理と、出納事務において間違いのないよう努力していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

○産業観光課審議員（甲斐敏文君） おはようございます。

4月1日付けで産業観光課審議員の辞令交付を受けました。審議員ということで、特命事項を処理するわけですが、その内容につきましては、養鶏場の進出に関する事、携帯電話の不感地帯の解消に関する事、また地デジの難視地区の解消に関する事、アンバランスな仕事の内容になっておりますが、少し戸惑っている部分もあります。全力を尽くしますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

○税務課長補佐（橋本和則君） おはようございます。

4月の異動で税務課長補佐を命じられました橋本和則です。よろしくお願ひいたします。

○産業観光課長補佐（古庄良一君） おはようございます。

今回の異動で産業観光課課長補佐を拝命いたしました古庄です。私は、役場に入りまして37年になります。初めての部署で、今、戸惑っておりますけれども、町民の皆様のためにですね、一生懸命頑張っていきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○建設課長補佐（色見継治君） おはようございます。

4月1日付けで建設課長補佐を拝命いたしました色見継治と申します。建設課長を補佐し、町民の皆様の目線に立ち、土木、水道、住宅等ですね、行政に邁進したいと思っておりますので、議員の皆様のご指導をよろしくお願ひいたします。

○総務課長補佐（杉田則秋君） おはようございます。

4月1日付けで総務課長補佐を命じられました杉田と申します。総務課は役場

の内所方というか、一番裏方でやる仕事が大変だと思いますが、議員の皆様のご協力のもとに、一生懸命頑張りたいと思います。よろしくお願いします。

○住民福祉課長補佐（岩下公治君） おはようございます。

4月1日付けで住民福祉課長補佐を命じられました岩下公治でございます。これまで財政の方でお世話になっておりました。課長を補佐し、私どもの課は大変範囲が広がっております。その中でも主に介護保険、そして国民健康保険係の方を主査といたしまして、補佐維持するというようになっております。皆様方には大変いろいろお世話になりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

○高森東保育園園長代理（熊谷優子君） おはようございます。

この度、色見保育園から高森東保育園に異動になりました熊谷です。細かく分かれた時間差出勤とか、送迎バスの乗ることも何か懐かしく、1日があっという間に過ぎている毎日です。新たな気持ちでまた頑張りたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

○色見保育園園長代理（瀬井類子君） おはようございます。

4月1日付けで東保育園から色見保育園の方に異動になりました瀬井です。2年ぶりに色見保育園に帰りましたが、床とか壁などがですね、きれいに修理されてありまして、大変嬉しく思いました。また、新たな気持ちで頑張っていきたいと思えます。また、町立保育園は東と色見保育園、2園しかありませんので、連携を取りながら、いい保育園になるようにやっていきたいと思えますので、今後ともよろしくご指導・ご鞭撻のほど、よろしくお願いいたします。

○町長（藤本正一君） 職員の紹介が終了しましたので、町長のご挨拶をお願いいたします。町長 藤本正一君。

-----○-----

町長あいさつ

○町長（藤本正一君） おはようございます。

本日は、22年の第3回高森町議会臨時議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

まずもって、先日来より、議員の皆様方には大変ご多忙の折、熊本県議会議長と、また自民党本部の方に全員揃ってご参加をいただき、要望書等を提出をいたしました。お陰様でいろんな県の方針、また職員の方々の考え方とか、話を聞いて、勉強になった部分があったんじゃないかなと、そのように思っておりますし、私自身も大変勉強になったところでもございます。

先ほど連絡が一つございまして、できますものなら4月の28日の午後に熊本県議会議長さんがですね、高森町にお礼方々、再度、もう一度会いたいということで来町されるそうでございます。もちろん時間等、詳細につきましては、私も今聞いたばかりでございますから、内容はわかりませんが、そういうことで議長の方には話してあるということでございます。どうかその4月の28日はですね、皆様方もご多忙とは思いますが、是非そういうチャンスもなかなかあるわけじゃありませんので、できますものなら是非ご参加いただきまして、町の現状なり、また町の地域的なものも是非ご案内を申し上げたらいいがなと、そのように思っておりますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

また、本年もいよいよ4月の後半を迎えまして、山々も若葉芽吹きまして、日に日に緑が濃くなってまいりました。何か鳥が羽を精一杯広げて、たった今舞い立ちそうな、そのような感じを受けておる中でございますけれども、まだまだ大変寒暖の差が激しゅうございまして、田植え、畑、作付け等が大変遅れているようにお聞きをいたしております。大変雨も多く、作柄等に厳しい状況が考えられますし、今年のこれからの作物等を考えますと、大変心が痛むところもあるところでございますが、心から豊作を願っているものでございます。

このような中に、議員の皆様方におかれましては、こうして本日はご出席を賜りまして、心からお礼を申し上げます。

本日におきましても、平成21年度当初予算を36億強の予算でございましたが、国の景気対策等の交付金の増加によりまして、最終的に47億強となりました。そのほとんどを道路整備や太陽光発電設備整備並びに移動通信施設整備事業等のインフラの整備に充てております。

また、その中の一部予算といたしましては、先の定例議会で承認をいただきました平成22年度へ繰り越して執行するというようになっております。そのような中、本日提案いたします案件は、予算関係専決処分の承認2件と、条例改正専決処分承認2件並びに移動通信施設関係工事等の契約等の4件であります。

どうか議員の先生方によろしくご審議をいただき、ご承認を賜りますようよろしくお願いを申し上げまして、臨時議会の招集の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

-----○-----

○議長（三森義高君） どうも、ありがとうございました。

ただいまから、平成22年第3回高森町議会臨時会を開会します。

なお、産業観光課長 後藤正三君からは、欠席届がっておりますので報告します。

これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三森義高君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、3番 田上更生君、4番 甲斐直三君を指名します。

-----○-----

#### 日程第2 会期の決定

○議長（三森義高君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会は、本日4月23日の1日にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日に決定しました。

-----○-----

#### 日程第3 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

##### 【平成21年度高森町一般会計補正予算】

○議長（三森義高君） 日程第3、承認第1号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 承認第1号でご報告をいたします。平成21年度高森町一般会計補正予算（第11号）についてご説明をいたします。

専決をいたしました内容は、3月議会終了後に決定いたしました地方譲与税や地方交付税などに最終調整並びに基金積立金等の歳出の調整であります。

今回の補正額は6,257万4,000円の追加であります。これを現計予算と合算いたしますと47億7,010万9,000円となります。

6ページをお開きいただきたいと思っております。

第2表の繰越明許費の補正につきましては、3月議会におきまして各事業の繰越額の限度額を設定をしたところでしたが、地域活性化公共投資対策事業につきましては、実施設計額が減額されたことによるものでございまして、新型イ



ンフルエンザワクチンの接種事業につきましては、国・県の指示によりまして、全額を繰り越さずに実施することとなったための減額を行うものでございます。

また、地域活性化きめ細かな対策事業につきましては、同交付金の交付限度額の調整を行う必要があることから増額をいたしております。

7ページの第3表の地方債の変更につきましては、最終確定となった過疎対策事業、辺地対策事業等のそれぞれの起債の限度額の調整を行ったものでございます。

以下、歳入の主なものについてご説明を申し上げます。

10ページをお開きいただきたいと思います。

10ページから11ページにかけて、国から交付される地方譲与税や利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金などの、国から最終交付決定額による調整であります。

12ページをお開きいただきたいと思います。

10款の地方交付税9,639万5,000円の増額補正は、特別交付税に係るものでございます。

第12款分担金並びに負担金につきましては、先ほど繰越明許費の補正の際にご説明を申し上げましたとおり、携帯電話鉄塔整備事業の実施設計額が減額となったことによるものでございます。

同じく、12ページから13ページの国庫支出金、県支出金につきましては、最終確定により計上いたしましたものでございます。

第17款寄付金の17万2,000円の増額補正につきましては、熊本県を通じてふるさと寄付金の受入れを行ったところでございますが、平成21年度の寄付金額が決定したことにより増額補正を行ったものでございます。

次に、第21款町債につきましては、先ほどご説明をいたしました地方債補正に係る商工費債並びに土木費債に係る起債額の補正を行ったものでございます。

次に、歳出予算につきましてご説明を申し上げます。

14ページをお開きいただきたいと思います。

歳出の各費目にありますところの阿蘇広域行政事務組合負担金につきましては、各事業の平成21年度の最終決定額により調整を行ったものでございます。

第28目の地域活性化公共投資対策事業費につきましては、先ほどからご説明をいたしておりますとおり、実施設計額の減額によるものでございます。

15ページをお開きいただきたいと思います。

第4目の農業委員会委員一般選挙費につきましては、選挙が行われなかったこ

とにより全額を減額いたしましたものでございます。

第3款民生費の各事業につきましては、精算見込みによりまして、それぞれ調整を行ったものでございます。

16ページをお開きいただきたいと思います。

第4款衛生費の各事業につきましては、各事業の精算見込額によりまして調整を行ったものでございます。

17ページから18ページにかけましては、各款の各事業におきまして、精算見込額により調整を行ったものでございますが、特に18ページの第7款土木費、第6目のきめ細かな土木対策事業費につきましては、繰越明許費の補正の際にご説明したとおり、地域活性化公共投資臨時交付金事業費が減額となったことによりまして、同交付金限度額を調整する必要が生じたことによりまして、増額補正を行ったものでございます。

19ページに諸支出金の財政調整基金費につきましては、財源調整のため、1億2,655万9,000円の積立てを行うこととあります。なお、この積立てを行うことによりまして、平成21年度末の財政調整基金の現在高は6億758万9,000円となりました。この財政調整基金は、将来の財政健全化のための貴重な財源となります。また、年度間の財政調整基金として活用を図るものでありますが、歳入財源の確保や歳出の削減によりまして、昨年度にも増して本年度も積立てを行うことができまして、6億円を超える基金残高となったところでございます。今後とも経済情勢の著しい変動に伴います税の減収や自然災害等不時の支出増加などに対応するとともに、中長期的な視野での財政運営の安定を図る上から、積極的に基金の積立てを行うこととしております。

以上、専決いたしました主な内容についてご説明を申し上げましたが、ご審議の上、ご承認を賜りますようよろしくお願いを申し上げまして、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

これから、承認第1号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。  
お諮りします。本案については、原案のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、承認第1号、専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第4 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

##### 【平成21年度高森町国民健康保険特別会計補正予算】

○議長（三森義高君） 日程第4、承認第2号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉課長 後藤秀希君。

○住民福祉課長（後藤秀希君） おはようございます。

専決第2号で専決処分をいたしました平成21年度高森町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について報告申し上げます。

県から交付される財政調整交付金の額が3月末に確定したことにより、補正予算の議決を得る必要がありましたが、議会招集の時間的余裕がなかったため、専決処分を行いました。

今回の補正は、既定の予算から284万1,000円を減額し、総額10億6,852万4,000円としました。

概要について説明いたします。

6ページの歳入です。

第7款県支出金の第1節普通調整交付金を1,473万3,000円、第2節特別調整交付金を238万7,000円増額、これに伴いまして第10款繰入金で国民健康保険特別会計基金からの繰入金を4,500万円予定しておりましたが、2,000万円減額し、2,500万円としました。

7ページの歳出です。

第10款諸支出金は、療養給付費補助金の20年度精算による国庫への返還金308万9,000円を減額いたしました。

以上、説明申し上げますが、ご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

これから、承認第2号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本案については、原案のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、承認第2号、専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第5 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

##### 【高森町国民健康保険税条例の一部改正】

○議長（三森義高君） 日程第5、承認第3号、専決処分の承認を定めることについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉課長 後藤秀希君。

○住民福祉課長（後藤秀希君） 承認を求めます専決第3号で専決処分いたしました高森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について報告申し上げます。

今回の改正は、地方税法の一部を改正する法律が平成22年4月1日から施行されたことに伴い、町条例の一部を改正する必要がありましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分を行ったものです。

新旧対照表で内容の説明を申し上げます。

第2条第2項で、基礎課税額の上限を47万円から57万円に、第3項で後期高齢者支援金等課税額を12万円から13万円に引き上げました。

第23条の2、第24条の3では、非自発的失業者の国民健康保険税の上昇を抑え、概ね在職中の水準で済むようにするため、前年の給与所得の100分の30で保険税の計算をする規定を新たに設けました。

以上、説明申し上げますが、ご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

これから、承認第3号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本案については、原案のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、承認第3号、専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第6 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて

##### 【高森町税条例の一部改正】

○議長（三森義高君） 日程第6、承認第4号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。税務課長 村上源喜君。

○税務課長（村上源喜君） おはようございます。

本臨時会において承認を求めます承認第4号、高森町税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回の改正は、地方税法が改正され、本年3月31日公布、4月1日から施行されることに伴い、地方税法と税条例の整合性を確保するため改正したものであります。

今回の主な改正点は、個人、法人の町民税に关します手続きの改正、また中でも満65歳未満の方で、給与所得と公的年金所得者の方は、年金所得分が普通徴収により納付されておりますけれども、今改正により年金所得に係る所得割について、給与分に加算し、給与所得から特別徴収ができることとなりました。

また、金融税制としまして、個人の株式市場への参加を促進する観点から、租税特別措置法の規定に基づく非課税口座開設の日の属する年の1月1日が10年以内の非課税口座内上場株式における配当譲渡益について、非課税対象とするものであります。これにつきましては、平成25年度分以後から適用されることになって

おります。

次に、本年10月1日から、たばこ税の税率が引き上げられることに伴う改正でございますが、旧3級品以外のたばこが1,000本につき1,320円、旧3級品のたばこが1,000本につき626円引き上げられることとなります。税率引き上げに伴います小売価格の上昇は、1箱約100円程度、1本当たり約5円程度と見込まれております。

以上が主な改正点でございます。なお、施行期日は一部を除き、本年4月1日となっておりますが、町民税、固定資産税等の経過措置、適用日につきましては、附則の方でそれぞれ規定しているところでございます。

以上、専決処分の内容についてご説明いたしました。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

これから、承認第4号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本案については、原案のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、承認第4号、専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第7 議案第31号 工事請負契約の締結について

日程第8 議案第32号 工事請負契約の締結について

○議長（三森義高君） 日程第7、議案第31号、工事請負契約の締結について及び日程第8、議案第32号、工事請負契約の締結についてを一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。産業観光課審議員 甲斐敏文君。

○産業観光課審議員（甲斐敏文君） 議案第31号、32号で提案いたしました工事請負契約の締結について、一括してご説明申し上げます。

この事業は、平成21年度情報通信格差是正事業において、繰越事業において行うもので、9基地局を親局及び各基地局の位置から判断し、2つのグループに分けて、4月16日に入札を行ったものであります。

まず、議案第31号の永野局ほか4局の位置につきましては、永野局、高尾野局、大畑局、大畑東局、大畑南局の5基地局であります。

また、議案第32号の河原局ほか3局につきましては、河原局、牧戸局、市野尾局、上玉来局の4基地局で、合わせて9基地局となっております。

いずれも契約の目的としましては、移動通信用、すなわち携帯電話のサービスエリアを拡大するために必要な建築、鉄塔、電気設備の工事を行うものであります。

契約の方法は、地方自治法施行令第167条第1号の規定により、指名競争入札によるものであります。

事業の場所は、具体的には前述いたしました但、議案第31号が高森町大字津留・矢津田・尾下地内です。議案第32号が高森町大字河原・尾下地内です。

契約金額は、議案第31号が7,998万9,000円、議案第32号が8,200万5,000円となっております。

契約の相手方は、議案第31号が菊池郡大津町大字大津1480番地1、株式会社九電工 大津営業所、所長 瀬戸口栄治氏。議案第32号が福岡市博多区博多駅東2丁目5番1号、共立建設株式会社 九州支店、常務執行役員支店長 田嶋隆二氏となっております。

いずれの工事も平成22年9月末日竣工予定となっております。

電界強度測定等の付帯試験を行った後、電波発射となりますので、10月頃からは良好な状態で携帯電話が使えるものと思われま。

以上、議案第31号、32号について、一括してご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。8番 相馬俊行君。

○8番（相馬俊行君） 8番、相馬です。

基本的なことをお伺いいたしておきます。指名競争入札ということで、工事の件から察しますと、地元の業者は無理な部分もあろうかと思ひますけれども、31号、32号、それぞれの業者数ですね、数でござひます。それから、予定価格、それに伴うところの落札率をお知らせ願ひたいと思ひます。

○議長（三森義高君） 産業観光課審議員 甲斐敏文君。

○産業観光課審議員（甲斐敏文君） お答えいたします。

高森永野局ほか4局の指名業者数は8業者となっております。うち2業者が辞退をされておりますので、6業者で指名競争入札を行っております。

同じく、河原局ほか3局につきましても、8業者指名いたしまして、2業者が辞退されておりますので、6業者で入札を行っております。

また、請負率につきましては、永野局ほか4局が、設計額に対する請負率で88.76%、河原局ほか3局が同じく90.09%となっております。

以上です。

○議長（三森義高君） 8番 相馬俊行君。

○8番（相馬俊行君） 今のは設計価格によるところの落札率ですね。ちょっと低いと思ったんですが、予定価格からすれば、もうちょい上がりますね。

○議長（三森義高君） 産業観光課審議員 甲斐敏文君。

○産業観光課審議員（甲斐敏文君） 予定価格に対する請負率を申し上げます。永野局ほか4局が92.25%です。同じく河原局ほか3局が93.84%です。

以上です。

○議長（三森義高君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

これから、議案第31号、工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案については、原案のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第31号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

○議長（三森義高君） 次に、議案第32号、工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案については、原案のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第32号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第33号 設備備品売買契約の締結について

日程第10 議案第34号 設備備品売買契約の締結について

○議長（三森義高君） 日程第9、議案第33号、設備備品売買契約の締結について及び日程第10、議案第34号、設備備品売買契約の締結についてを一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。産業観光課審議員 甲斐敏文君。

○産業観光課審議員（甲斐敏文君） 議案第33、34号で提案いたしました設備備品売買契約の締結について、一括してご説明申し上げます。

この事業は、議案第31、32号と同様に、平成21年度の情報通信格差是正事業において繰越事業で行うもので、9基地局を親局、各基地局の位置から判断し、2グループに分けて契約をするものであります。

契約の目的としましては、移動通信用、つまり携帯電話の無線機器、電源設備、アンテナ設備の一式を購入するものであります。

契約の方法は、地方自治法施行令第167条の2、第1項第2号の規定により、随意契約によるものです。

事業の場所は、議案第33号が高森町大字津留・矢津田・尾下地内で、議案第34号が高森町大字河原・尾下地内となっております。

契約金額は、議案第33号が1,271万8,483円で、議案第34号が1,023万5,090円となっております。

契約の相手方は、33号、34号ともに、福岡市中央区渡辺通り2丁目6番1号、株式会社NTTドコモ、執行役員九州支社長 岩崎文夫氏です。

以上、議案第33号、34号について、一括してご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。5番 甲斐廣國君。

○5番（甲斐廣國君） 5番、甲斐です。

ちょっとわからないから質問いたしますが、これはいろいろ出来上がったものをドコモから買うということになっておりますけれども、ドコモがすべての携帯電話の設備備品を買って、それを据え付けて、これから先のアフターとか故障した場合

あたりは、やっぱりこれはドコモが責任をもって、すべて行っていくのか、それとも町がまた管理部分に携わるのかですね、もうすべてこれでドコモが責任をもって半永久的にこのサービスを行っていくのか、そのあたりお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（三森義高君） 産業観光課審議員 甲斐敏文君。

○産業観光課審議員（甲斐敏文君） お答えいたします。

あくまでも備品につきましては、町の備品でありますので、町で管理していくこととなりますが、自然災害等の場合は、保険に加入したいと思っております。町の備品ですけど、工事が完了しました後に、ドコモと使用の契約をいたします。ドコモが優先的に使用するという契約をいたしますので、アフターにつきましては、ドコモの方ですべてやることとなります。ですから、町の備品ではありますが、これから先の管理とか、維持管理につきましては、すべてドコモが行うこととなります。

以上です。

○議長（三森義高君） 5番 甲斐廣國君。

○5番（甲斐廣國君） わかりましたけれども、電気料あたりも大分要ると思いますけれども、そういうやつについては、もう町が、そこらあたりがですね、これはもう随意契約でありますので、ドコモが占有で使用することになるとは思いますけれども、やっぱり契約の中で、我々は素人でございますからわからんわけですが、しっかりした締結をしておかないと、後でいろいろな故障とか何とかで、また町に大きな請求があったりというようなことにならんようにですね、最初が大事だと思います。よろしくひとつお願いをいたしておきます。

○議長（三森義高君） 産業観光課審議員 甲斐敏文君。

○産業観光課審議員（甲斐敏文君） 電気料につきましても、すべてドコモが負担いたします。この事業については、平成15年度に東中の上に鉄塔を建てております。その事業にならしまして、契約とかをすべて進めてまいりますので、万事遺漏がないような形で進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（三森義高君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

これから、議案第33号、設備備品売買契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案については、原案のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第33号、設備備品売買契約の締結については、原案のとおり可決されました。

○議長（三森義高君） 次に、議案第34号、設備備品売買契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案については、原案のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第34号、設備備品売買契約の締結については、原案のとおり可決されました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

-----○-----

○議長（三森義高君） 平成22年第3回高森町議会臨時会を閉会します。

お疲れさまでした。

-----○-----

閉会 午前10時47分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

高森町議会議長

高森町議会議員

高森町議会議員

高森町議会会議録  
平成22年第3回臨時会

平成22年4月発行

発行人 高森町議会議長 三森 義高  
編集人 高森町議会事務局長 古澤 建生  
作成 株式会社アクセス

電話 (096) 372-1041

~~~~~  
高森町議会事務局

〒869-1602 阿蘇郡高森町大字高森2168

電話 (0967) 62-1111